

石巻市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年3月27日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 阿部欽一郎

- 1 監査対象部課等 総務部  
総務課、財政課、人事課、管財課、防災対策課  
公平委員会事務局  
固定資産評価審査委員会事務局
- 2 監査期間 平成24年2月3日から同年3月15日まで
- 3 監査対象範囲 平成23年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成23年12月31日現在。防災対策課の事務分掌中「消防団に関すること。」を除く。)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成23年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘する。  
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導した。

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対 象 課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
総務課	収入事務	<p>東日本大震災に係る他市町村等からの見舞金については、秘書広報課等で受付した現金持参分（12件221万円）と振込分（17件6,461万140円）を総務課が収入事務を行い礼状とともに独自に作成した市長名の受領書を送付していた。</p> <p>地方自治法では、財務事務について予算執行機関と会計機関を分離し、予算執行は普通地方公共団体の長が、会計事務は会計管理者がつかさどるとされ、会計管理者は、会計事務の執行について独立の権限を有し、普通地方公共団体を代表するものとされている。</p> <p>したがって、受領書を発行する場合は、会計管理者又は会計管理者から事務の委任を受けた出納員等の名において行うべきものであり、本件のように市長の名において受領書を発行することは権限のない者が行った行為となり、著しく不適切な事務処理であったとして指摘せざるを得ないものである。</p> <p>また、発行した受領書は、総務課が独自に作成したものであり、受領書を新規作成するに当たり会計管理者との協議を経っていないため、交付用と控が同一のものであることを表示するための割印がされていないなど受領書として必要となる要件を満たしていないものでもあった。</p> <p>本件は、震災直後において混乱を極めた中での事務であったという事情も考慮できないわけではないが、このような基本的な事務処理の誤りは、各職員の基本的知識や認識の欠如、決裁過程における審査機能が発揮されていないことなどが要因であると考えられる。担当職員のみならず管理職員を含め会計規則等各種法規に基づく基本的な事務処理方法の確認を行い、職員一人一人の職務遂行能力の向上を図るとともに、財務会計に関する職員研修を充実させるなど再発防止策の徹底を求めるものである。</p>

対 象 課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
財政課	予算調製事務	<p>予算調製事務において、予算案を作成した際、石巻市予算の編成及び執行に関する規則第12条の規定による市長の決裁を受けていなかった。また、専決処分した予算についても、同規則第15条の規定による市長の決裁を受けていないものが見受けられたので、同規則の規定に基づき適正に処理すること。</p> <p>いずれも市長の予算査定を受けたため回議書による決裁を省略したとのことであったが、特に専決処分については、本来なら必要である議会の議決を得ずに地方公共団体の意思決定を行う市長の特例的な権限であり、回議書による決裁を受けないことは、その重要な意思決定についての証拠文書が残らず、行政として行うべき事務処理から著しく逸脱するものである。</p> <p>また、情報公開制度が定着した現在において、記録文書が存在しないことは、将来、必要となるかもしれない第三者への対抗要件を欠くことにもなり、極めて不適切である。</p>